

震災関連資料の体系化の考え方と方向性について(案)

■体系化に関する基本的な方向性と分類の考え方

- ・東日本大震災と原子力災害に関するアーカイブ拠点施設は原子力災害を中心とした研究・教育を行う施設である。そのため、東日本大震災のなかでも原子力災害を中心に据えた資料の体系化を行う。
- ・資料の体系化を行う際の原則は、相互排他的になるようにし、ある資料がいくつかのひきだし（＝分類項目）に入らないようしていく必要がある。相互排他的な項目でわかりやすいものは「時期」や「主体」項目であることから、この項目を中心に据えて資料の分類を行う。
- ・時期は「震災・事故前」「発災～1ヶ月」「1ヶ月～現在」の3つに区分する。震災前がわからなければ、震災による被害の深刻さもわからない。そのため、「震災・事故前」の項目を設定する。なお、この時期区分は国際アーカイブズ評議会で定められた国際標準にもとづいて資料を体系化している入江・東山・三森（2018）を参考にしている。

■時期ごとの分類について

- ・「震災・事故前」の下位項目に「産業」「文化」「生活」を設定する。これらは、震災・事故によって壊される以前の地域（主に相双地区）の産業と文化、生活を想定している。
- ・次に「発災～1ヶ月」と「1ヶ月～現在」の下位項目として「被害」「影響」を設定する。この項目は「東日本大震災」と「原発事故」によって受けた被害・影響を示す資料を分類するものである。また、「対応」は震災・事故に対するリアクション全般を示す資料を分類するものである。
- ・さらにすべての項目に共通して、誰の「被害・影響」「対応」なのかわかるように主体別（行政・民間）の分類も行う。
- ・震災から現在（2018年時点）まで続く、県外・外国からの支援活動に関する資料は「支援」という項目を設定する。
- ・「発災～1ヶ月」の項目について「被害・対応」と「主体別」の区分の間に被害の分類として「地震」「津波」「原発事故」という項目を設定する。
- ・「1ヶ月～現在」の項目は、震災「被害・対応」のうち、原発事故関係だけを残し、新たに「復旧と復興」という項目を追加する。この項目は震災後、自治体や個人再建・立ち直っている過程を記録している資料が中心となるものである。

文献

入江さやか・東山一郎・三森登（2018）「災害報道資料のアーカイブ化と活用の試み」『放送研究と調査』2018. 8 : 2-15.

図



表

震災・事故以前	産業	
	文化	
	生活	
発災～1ヶ月	被害の様子	地震 (民間) 地震 (行政) 津波 (民間) 津波 (行政) 原発事故 (民間) 原発事故 (行政)
	対応 (救援・避難)	地震 (民間) 地震 (行政) 津波 (民間) 津波 (行政) 原発事故 (民間) 原発事故 (行政)
	支援	
発災1ヶ月～現在	復旧と復興	民間 行政
	原発事故 (放射線など) による影響	民間 行政
	原発事故後 (放射線へ) の対応	民間 行政
	支援	